

## 退避区画の構造方法について

- 1 退避区画を構成する戸は、以下のイ及びロに掲げる基準を満たすものとする。こと。
  - イ 令第 112 条第 12 項に規定する十分間防火設備又は不燃材料で造り、若しくは覆われたもの（原則せっこうボード、けい酸カルシウム板等で造り、若しくは覆われたものとし、発熱量の大きな有機系材料を金属板で挟み込んだサンドイッチパネルや、フロートガラスを使用したものを除く。）とすること。ただし、退避区画に隣接する室が火気使用室に該当する場合には、法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備に限る。
  - ロ 令第 112 条第 19 項第 2 号に適合すること。
- 2 退避区画を構成する間仕切壁は、準耐火構造であるか、又は不燃材料で造り、若しくは覆われたものとし、次に掲げる要件に該当するものを除き、小屋裏又は天井裏まで達せしめること。
  - イ 退避区画の天井が「準耐火構造の構造方法を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1358 号）第 3 第 3 号ロに掲げる基準に適合すること又は不燃材料で造り、若しくは覆われたものであること。
  - ロ 給水管、配電管その他の管が天井を貫通する場合には、当該管と天井との隙間をロックウールその他の不燃材料で埋めること。
  - ハ 換気、暖房又は冷房の設備の風道が天井を貫通する場合には、当該風道の天井を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第 112 条第 21 項に規定する構造の法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備を設ける等防火上支障がないように措置をすること。
  - ニ 照明器具の配線が天井を貫通する場合にあっては、当該配線と天井との隙間を不燃材料で埋めること。
  - ホ ダウンライト等の埋め込み型の照明器具を設ける場合又は天井換気口等に用いるダクト配管等を設ける場合にあっては、以下に掲げる開口面積に応じた防火被覆を設けること。
    - (a) 開口面積が 100 m<sup>2</sup>未満の場合 厚さ 50mm 以上の不燃性の断熱材（密度 40kg/m<sup>3</sup>以上のロックウール又は密度 24 kg/m<sup>3</sup>以上のグラスウール等）又はこれと同等の性能を有する材料
    - (b) 開口面積が 100 m<sup>2</sup>未満の場合 強化天井と同等の性能を有する防火被覆
- 3 給水管、配電管その他の管が退避区画の間仕切壁を貫通する場合には、当該管と退避区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋める等防火上支障がないように措置をすること。
- 4 換気、暖房又は冷房の設備の風道が退避区画を構成する間仕切壁を貫通する場合には、当該風道の壁を貫通する部分に令第 112 条第 21 項に規定する構造の法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備を設ける等防火上支障がないように措置をすること。

- 5 退避区画には、避難上支障がないように避難器具を設置すること。
- 6 退避区画には、避難器具の設置のために有効な開口部を設けること。